

富山県土木部発注工事等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

<令和3年7月26日>

公共工事は、社会の安定の維持の観点から、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の期間中にも、継続を求められてきたところであり、県発注工事においても、感染予防対策の徹底を図りながら工事を継続しています。

本マニュアルは、建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国の通知等に基づき策定したものです。3密の回避など感染予防対策については国のガイドライン等に基づき実施するとともに、作業従事者等に感染者が確認された場合等は、本マニュアルにより適切な対応をお願いします。

1 感染予防対策

受注者

- ① 「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の回避
 - ・作業場所の換気の励行（朝礼、打合せ時、作業時、休憩時、移動中の車内など）
 - ・他の作業員と一定の距離を確保（できる限り2メートルを目安に）
 - ・車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
- ② 衛生管理の徹底
 - ・出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認
 - ・現場入場時の体温測定等、個々の現場において適切な健康管理
 - ・マスクの着用や手洗いの励行
 - ・アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
- ③ 連絡体制の構築
 - ・発注者への速やかな連絡体制の構築（感染者が発生した場合等）
 - ・保健所等の公的相談窓口の把握
- ④ 時期等に応じた対策の実施
 - ・夏場は冷感素材等を用いたマスクや、マスクと併用可能な空調機器等の活用（空調機能が付いた作業服や、首掛けクーラーの活用等）
 - ・冬場は適切な換気（室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以上を目安）を実施

発注者

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組
 - ・受発注者間の協議が整った工事において、遠隔臨場（モバイル端末を利用した段階確認や立合等）を実施
- ② 受注者のサポートに向けた取組
 - ・受注者が感染予防対策を実施する場合は、受発注者間で協議のうえ、必要と認められる対策については設計変更で費用を計上
 - 例：労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 等

2 作業従事者等に感染者が確認された場合等の対応

受注者

- ① 感染者が発生した場合は、発注者に速やかに報告するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を実施する。
- ② 感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ③ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ⑤ 感染拡大防止等の観点から工事一時中止や工期延長等が必要な場合は発注者に申出する。

発注者

- ① 感染者が発生した場合は、受注者から状況を聞き取りのうえ、建設技術企画課（企画調整係）に報告するとともに、必要に応じて工事、委託業務の一時中止、延期を指示する。
<報告内容>
 - (1) 工事名、委託業務名 (2) 受注者名、情報提供者氏名 (3) 受信者の所属、職名、氏名 (4) 感染者等の情報 (5) 発注者との接触状況 (6) 判明後の感染拡大防止対策
- ② 感染拡大防止等のため工事を一時中止、延期した場合は、建設技術企画課に報告する（指定のフォルダにデータ保存）。

<参考> 感染者が確認された場合等の対応

